

2019. 12. 30

畑 啓之

ゴーン元会長を巡る事件 ゲームの理論を地で行くこの司法取引は日本で2件目

ゲームの理論の中の「囚人のジレンマ」である。Wikipediaによると、

囚人のジレンマとは、ゲーム理論におけるゲームの1つ。お互い協力する方が協力しないよりもよい結果になることが分かっているにもかかわらず、協力しない者が利益を得る状況では互いに協力しなくなる、というジレンマである。各個人が合理的に選択した結果（ナッシュ均衡）が社会全体にとって望ましい結果（パレート最適）にならないので、社会的ジレンマとも呼ばれる。

1950年に数学者のアルバート・タッカーが考案した。ランド研究所のメルル・フラッドとメルビン・ドレシャーの行った実験をもとに、タッカーがゲームの状況を囚人の黙秘や自白にたとえたため、この名がついている。

ゲームの基本

共同で犯罪を行ったと思われる2人の囚人A・Bを自白させるため、検事はその2人の囚人A・Bに次のような司法取引をもちかけた。

本来ならお前たちは懲役5年なんだが、もし2人とも黙秘したら、証拠不十分として減刑し、2人とも懲役2年だ。

もし片方だけが自白したら、そいつはその場で釈放してやろう（つまり懲役0年）。この場合黙秘してた方は懲役10年だ。

ただし、2人とも自白したら、判決どおり2人とも懲役5年だ。

このとき、「2人の囚人A・Bはそれぞれ黙秘すべきかそれとも自白すべきか」というのが問題である。なお2人の囚人A・Bは別室に隔離されており、相談することはできない状況に置かれているものとする。

司法取引（Wikipedia）によると、

日本における司法取引

日本法では司法取引は認められていなかった。しかし、司法取引を認めるべきとの声はあり、導入に向けた動きが出て、2014年9月18日に法制審議会は司法取引制度（捜査・公判協力型協議・合意制度）の新設や、取り調べの録音・録画の義務付けを柱とする刑事司法制度の改革案を正式に決定した。2016年5月に改正刑事訴訟法が成立した。2018年6月1日より施行された。適用第1号は三菱日立パワーシステムズ社員の贈賄事件、適用2号は日産自動車のカルロス・ゴーン会長らが逮捕された金融商品取引法違反事件となっている。

ゴーン元会長巡る事件

司法取引スピード合意

日産自動車元会長のカルロス・ゴーン被告(65)の一連の事件で、捜査の発端となった日産幹部ら2人の司法取引の詳細な経緯が29日、分かった。司法取引の協議は申し入れから1〜3週間という短期間で合意に至り、日産側と東京地検特捜部の間で事前に綿密な調整があったことがうかがえる。合意に基づき提出された証拠は日産の内部資料など計140点に上った。

1〜3週間、綿密に調整か

事件では日産の外国人1長が、捜査に協力する見送る内容の司法取引で合意。専務執行役員と元秘書室 返りに検察側が起訴を見意したことが既に判明。

ゴーン元会長の事件を巡る司法取引の経緯	
外国人執行役員	
2018年10月10日	弁護人が司法取引の協議申し入れ
13日	元会長の報酬を退任後に支払うための検討状況を説明
20日	元会長の海外の自宅購入費を日産側が負担した経緯を説明
28日	ケリー元役員らとの電話会議の録音データを提示
30日	検察官が合意内容書面案を提示
31日	司法取引で合意
元秘書室長	
10月26日	弁護人が司法取引の協議申し入れ
27日	報酬を退任後に支払う方法を検討した状況を説明
29日	提供できる証拠として元会長への書簡を提示
31日	検察官が合意内容書面案を提示
11月1日	司法取引で合意
↓	
19日	東京地検特捜部がゴーン元会長を金融商品取引法違反容疑で逮捕
19年4月26日	執行役員と元秘書室長を不起訴処分

東京地検特捜部は2人の供述などを基に2018年11月19日、ゴーン元会長を金融商品取引法違反(有価証券報告書の虚偽記載)容疑で逮捕した。関係者によると、執行役員と元秘書室長が東京地検に司法取引の協議を申し入れたのは18年10月10日。同日、東京地検の会議室であった初回の

▼司法取引 他人の犯罪の解明に協力する見返りに、自らの刑事責任の減免が受けられる制度。組織犯罪を摘発する狙いなどで2018年6月に導入された。贈賄や薬物・銃器犯罪のほか脱税・金融商品取引法違反などが対象。これまでに大手発電機メーカーによる外国公務員贈賄事件、日産自動車のゴーン元会長を巡る事件、アパレル会社幹部3人の業務上横領事件の計3件で適用されたことが判明している。

協議で、執行役員はゴーン元会長や日産代表取締役クレック・ケリー被告(63)の指示を受け、元会長の報酬を退任後に支払うための検討状況などを説明したという。この日の協議は2回の休憩を挟んで約6時間40分に及び、執行役員、弁護人、検察官の3者が署名した「協議開始書」が作られた。その後2回の面談で執行役員からより詳細な供述があり、検察官が10月30日に合意内容書面案を作成して執行役員側へ提示。翌31日の5回目の協議で合意が成立した。

元秘書室長の手続きの期間はさらに短く、18年10月26日の弁護人の申し入れから6日後の11月1日には合意した。協議は連日のように開かれ、元秘書室長はゴーン元会長との間で報酬の金額を確認した状況などを説明したという。

ゴーン元会長による不正行為の疑惑は日産社内では18年春ごろ発覚し、内部調査チームが結成された。調査結果は同年9月ごろにまとまって検察側へ情報提供され、日産側と特捜部との間で捜査を巡る調整が進んだとされる。

初公判、来年4月下旬軸

カルロス・ゴーン被告は自らの役員報酬計約91億円を有価証券報告書に記載しなかったとされる金融商品取引法違反罪や、評価損を含む私的なデリバティブ契約の日産への付け替えやサウジアラビアとオマーンの知人の送金を巡る会社法違反(特別背任)罪で起訴された。

ゴーン元会長側は起訴内容を全面否認。司法取引は元会長を開放するためのもので、「法の趣旨に反する」として、捜査の違法性も訴えている。証拠や争点を絞り込む公判前整理手続きが東京地裁で2019年5月から始まり、初公判は20年4月下旬を軸に調整中だ。

ゴーン元会長は19年4月下旬に再保釈された後、保釈条件に沿って都内の制限住居で暮らす。妻のキャロルさんとの接触には裁判所の許可が必要。ほぼ毎日弁護士事務所を訪れ、保釈条件の範囲でパソコンを使ったやり取りの記録を読んでいることが多いという。

ゴーン元会長による不正行為の疑惑は日産社内では18年春ごろ発覚し、内部調査チームが結成された。調査結果は同年9月ごろにまとまって検察側へ情報提供され、日産側と特捜部との間で捜査を巡る調整が進んだとされる。

ゴーン元会長による不正行為の疑惑は日産社内では18年春ごろ発覚し、内部調査チームが結成された。調査結果は同年9月ごろにまとまって検察側へ情報提供され、日産側と特捜部との間で捜査を巡る調整が進んだとされる。

ゴーン元会長は19年4月下旬に再保釈された後、保釈条件に沿って都内の制限住居で暮らす。妻のキャロルさんとの接触には裁判所の許可が必要。ほぼ毎日弁護士事務所を訪れ、保釈条件の範囲でパソコンを使ったやり取りの記録を読んでいることが多いという。

ゴーン元会長は19年4月下旬に再保釈された後、保釈条件に沿って都内の制限住居で暮らす。妻のキャロルさんとの接触には裁判所の許可が必要。ほぼ毎日弁護士事務所を訪れ、保釈条件の範囲でパソコンを使ったやり取りの記録を読んでいることが多いという。

2人の司法取引の手續きが迅速だったのは、捜査方針の検討など事前準備が整っていた状況が影響したとみられる。司法取引で執行役員は53点、元秘書室長は87点を含む「一切の資料」の提出で合意した。各年の「Compensation for Mr. Ghosn」(ゴーン氏の報酬)と題する内部資料や、元会長との間でやりとりした書簡、会議の議事録、手帳、パソコンなどがあつた。

執行役員ら2人は19年4月26日、合意に基づき金融商品取引法違反事件について不起訴処分(起訴猶予)となった。

ゴーン元会長は19年4月下旬に再保釈された後、保釈条件に沿って都内の制限住居で暮らす。妻のキャロルさんとの接触には裁判所の許可が必要。ほぼ毎日弁護士事務所を訪れ、保釈条件の範囲でパソコンを使ったやり取りの記録を読んでいることが多いという。

ゴーン元会長は19年4月下旬に再保釈された後、保釈条件に沿って都内の制限住居で暮らす。妻のキャロルさんとの接触には裁判所の許可が必要。ほぼ毎日弁護士事務所を訪れ、保釈条件の範囲でパソコンを使ったやり取りの記録を読んでいることが多いという。